

令和2年2月28日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための 府内公立学校の臨時休業について

2月27日の政府の新型コロナウイルス対策本部会議において、全国全ての小・中学校、高等学校及び特別支援学校を3月2日(月)から臨時休業するよう要請する考えが示され、文部科学省から要請がありました。

京都府教育委員会においては、下記のとおり対応することといたしますのでお知らせします。

記

1 臨時休業の期間（府立学校）

臨時休業についての保護者への周知や各家庭の状況を踏まえた休業中の児童生徒の生活指導、学習指導資料の準備などが必要なため、臨時休業の始期については令和2年3月3日(火)からとし、終期については3月13日(金)までとします。

なお、終期については、今後の状況に応じて延長することがあります。

また、卒業式や高校入試については、感染防止対策を執った上で実施いたします。

2 対象校

- ・ 府立中学校、府立高等学校、府立特別支援学校
- ・ 府内市町（組合）立学校についても、府教育委員会から市町（組合）教育委員会に対し、国の通知を踏まえ、府立学校の対応も参考に速やかに実施するよう依頼します。

3 その他

臨時休業の期間については、補習や部活動等の課外活動についても休止します。